

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定しています。

本件請求において請求人は、横浜高速鉄道株式会社（以下「横浜高速鉄道」という。）に対して支出した投下資本金及び無利子融資について、対象事業に関する費用対効果の調査も将来展望もなく、当事業に公金を支出し続ける横浜市の行為は、明らかに地方自治法第242条第1項で規定する「不当な行為・怠る行為」と言わざるを得ないと主張し、横浜市長に対しこれら資金支出の差止の措置を求めています。

このうち資本金への出資については平成15年9月19日に、無利子融資については平成17年5月27日に、すでに本件の請求人からの住民監査請求に基づく監査を実施し、監査結果を通知済みです。

請求人は、この判断は、あくまでも支出の手続き論において違法・不当が存在しないというものである旨主張していますが、支出内容についても監査し、①資本金への出資については、「みなとみらい線事業については、本市の都市戦略上きわめて重要な路線と位置づけられており、当該支出を「不当な支出」というべき根拠は見当たりません。」という判断を、②無利子融資については、「市は都市整備上の重要な施策として、市会の承認を経てみなとみらい線事業を推進しているのであり、東横線地下化事業に係る横浜高速鉄道の負担に関して市が財政的支援を行うことに公益性がないということはありません。また、支援策としての無利子貸付については、特に不合理であるとは考えられません。」という判断をそれぞれしています。

「同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されていない ～略～ 住民の主張する違法、不当事由や提出された証拠資料が異なることによって監査請求が別個のものになるものではない」（昭和62年2月20日最高裁第二小法廷判決）とされており、重ねて監査を実施する必要はないものと判断しました。

なお、請求人が不当と主張する資本金への出資については、平成19年度までに支出されたものであり、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過しています。本件の資本金への出資は通常の手続きを経て支出されたものであり、住民が相当の注意力をもって調査すれば、いつでもこれらの行為の存在を知ることができたことから、正当な理由があったとはいえません。よって、不適法な請求であり、監査の対象となりません。

したがって、本件請求は、法第242条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。